

青森県後期高齢者医療広域連合職員の扶養手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十三号)

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。)第三十一条の規定に基づき、扶養手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族の範囲)

第二条 条例第九条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(届出)

第三条 条例第十条第一項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(認定)

第四条 広域連合長(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 広域連合長は、第一項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(事後の確認)

第五条 広域連合長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第九条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。  
この場合においては、前条第三項の規定を準用する。

(雑則)

第六条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。